

番匠川漁業協同組合内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、番匠川漁業協同組合が免許を受けた内共第4号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、はえ、えのは及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において第7条に規定する漁具、漁法により遊漁をしようとする者は、予め組合に承認申請書を提出してその承認を受けなければならない。

2、組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、たも網、あゆかけ、やす、うなぎかご、又はかにかごによる遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には、当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

3、第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条の遊漁料を組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限、禁止)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具、漁法	イ 規 模
た も 網	網口径 40 cm以下
うなぎかご	長さ80 cm直径（かご口）8 cm以下の 筒又はかごに限る。1人5本以内
うなぎつけ針	1人10本以内
や す	4本また、 またの長さ10 cm以下
かにかご	縦、横、長さの計が140 cm以下、1人10ヶ以内

2、ごろびき漁法は禁止する。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あゆ	6月1日から12月31日までの間で組合が公表して定める期間内
えのは	3月1日から9月30日までの間で組合が公表して定める期間内
もくずがに	8月16日から12月31日までの間で組合が公表して定める期間内
はえ	1月1日から12月31日までの間で組合が公表して定める期間内
うなぎ	6月1日から12月31日までの間で組合が公表して定める期間内

（禁止区域）

第5条 前条の規定にかかわらず次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の期間中は遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
佐伯市高畠井堰の上流端より 稲垣橋下流端までの間	9月1日から 11月30日まで
（はえ漁） 佐伯市直川大字上直見河内橋から下流弓取井 堰までの間	11月1日から 2月末日まで
（全魚種） 佐伯市本匠大字三股出合い（久留須川三股瀬尻 より下流番匠川笠掛橋と森下橋を結ぶ区間）	7月1日から 8月末日まで
（はえ漁） 佐伯市本匠大字三股、三股橋から下流笠掛橋 までの間	11月1日から 2月末日まで
遊漁者は組合員の行う瀬張網、建切網漁業操業中の上下流100メートル以内 で遊漁してはならない	

（全長制限）

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種について、イ欄に掲げる大きさのものはこれを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
あゆ	15cm以下
うなぎ	25cm以下
えのは	15cm以下

（遊漁料の額および納付の方法）

第7条 番匠川漁業協同組合事務所又は組合が指定する販売所において納付するときの遊漁料は、次表のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次表の遊漁料に100円を加算した額とする。

魚 種	漁 具、漁 法	期 間、 遊 漁 料
あゆ	竿釣（友釣を含む）	1日 1,000円 1年 5,000円
あゆ	あゆかけ	1日 500円 1年 3,000円 （スーツ、シュノーケルを使用する場合は、 別途2,000円（年間）を徴収する）
はえ、うなぎ えのは	手釣、竿釣 たも網、やす	1日 500円 1年 3,000円
うなぎ	うなぎかご、つけ針	1年 2,000円
もくずがに	かにかご	1年 1ヶ 1,200円

2、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次表相当右欄のとおりとする。

対 象 者	漁 具 ・ 漁 法	遊 漁 料
中学生以下の者及び身体障害者（身体障害者手帳等保持者に限る）	第7条の魚種のうち「手釣」又は「竿釣」に限る	無 料

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式（一）による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2、遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2、遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3、遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4、遊漁者は、第5条に規定する区域において、川底を攪拌してはならない。

（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2、漁場監視員は、別記様式（二）の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

（附 則）

この規則は認可の日から施行する。

（平成26年1月1日認可）